

川崎市育成の登録品種の自家増殖等の取扱いについて

川崎市育成の登録品種の自家増殖等の取扱いを次のとおり定めました。

【概要】

令和2年12月の種苗法改正により、令和4年4月1日から登録品種の自家増殖（農業者が登録品種の種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為）は育成者権者の許諾が必要となります。そこで、川崎市が育成した登録品種について、以下のとおり利用方針を定めます。

- (1) 市登録品種の種苗を海外に持ち出すことを禁止します。
- (2) 市登録品種の栽培は川崎市内限定とします（ただし、市内生産者が市外農地を所有又は借り受けて栽培している場合を除く）。
- (3) 市登録品種を栽培する際は下記【遵守事項】への同意が必要です。
- (4) 自家増殖については、市登録品種の自家増殖は可、許諾は不要、費用は無償とします。
- (5) 市登録品種の種苗の生産者への販売は、市内の生産者団体等を通じて行います。
- (6) 上記(1)～(5)を基本としつつ、引き続き、産地育成やブランド戦略等を勘案し取扱いを検討します。

【遵守事項】

- ① 当該登録品種の種苗（当該種苗を用いて増殖した種苗を含む）を第三者に有償・無償にかかわらず譲渡しないこと。
- ② 当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。また市外で栽培する場合は、市内生産者の責任において適切に栽培すること。
- ③ 品種特性を著しく損なうことのないよう適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、市に報告し種苗の更新を行うこと。
- ④ 本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用として自家消費すること。

表 川崎市登録品種の利用制限方針

分類	品目名	品種名	登録日	登録番号	自家増殖等		
					増殖	許諾手続き	費用
野菜	なばな類	川崎市農技1号	H31.2.14	第27262号	可	不要	無償

<注意事項>

- ・【遵守事項】について重大な違反があった場合、市は本許諾を過去にさかのぼって解除することができることとします。なお、本許諾を解除したことにより損害が生じたとしても、市は一切の損害賠償義務を負わないものとします。
- ・自家増殖によって得られた種苗及び収穫物の特性について、市は責任を負わないものとします。
- ・自家増殖によって得られた種苗を、市の許諾を得ず第三者に譲渡する行為は、種苗法違反となります。